

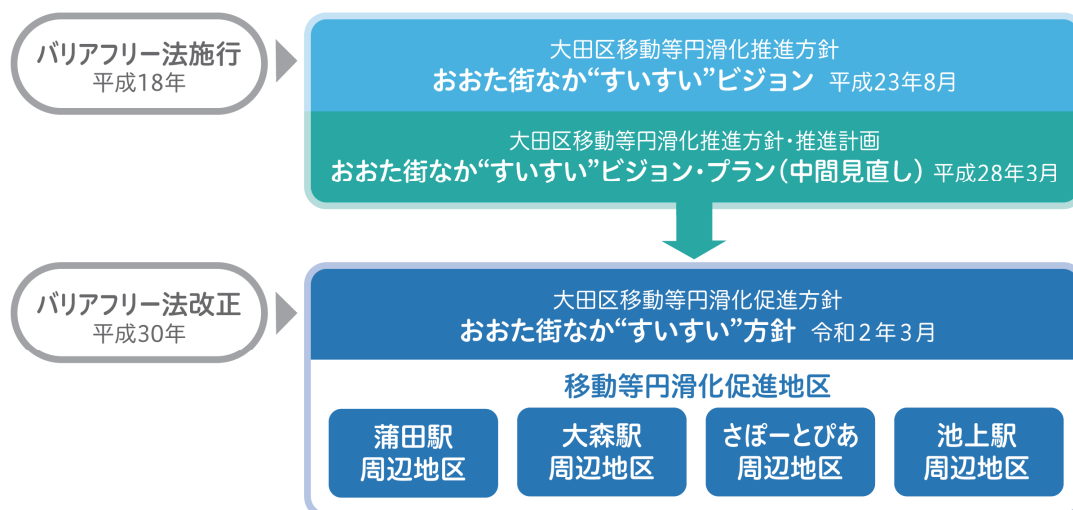
第1章 大田区移動等円滑化促進方針の見直しについて

1-1 これまでの経緯

区は、平成18(2006)年に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(通称バリアフリー法)^{※1}」の趣旨を踏まえ、多くの人が集まる拠点となる地域での移動等円滑化を推進するため、平成23(2011)年度に区全体を対象としたマスタープランとなる「大田区移動等円滑化推進方針 おおた街なか“すいすい”ビジョン」を策定し、平成27(2015)年度には中間見直しを行いました。

そして令和元(2019)年度には、平成30(2018)年のバリアフリー法改正^{※2}を踏まえ、「大田区移動等円滑化促進方針 おおた街なか“すいすい”方針」を策定し、法律に基づき4つの移動等円滑化促進地区(蒲田駅周辺地区、大森駅周辺地区、さぽーとぴあ周辺地区、池上駅周辺地区)を指定し、当該地区の面的・一体的なバリアフリー化の方針を示しました。

図 1-1 移動等円滑化促進方針の策定経緯



※1 平成18(2006)年に施行されたバリアフリー法:建築物のバリアフリーに関する法律であるハートビル法と、公共交通のバリアフリー化に関する法律である交通バリアフリー法が一体化した法制度です。

※2 平成30(2018)年のバリアフリー法改正:改正のポイントは次の4点です。
・共生社会の実現や社会的障壁の除去の明確化、心のバリアフリーの推進
・公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進
・区市町村が移動等円滑化促進方針(マスタープラン)を定める制度の創設
・貸切バス・遊覧船等の導入時におけるバリアフリー基準適合の義務化

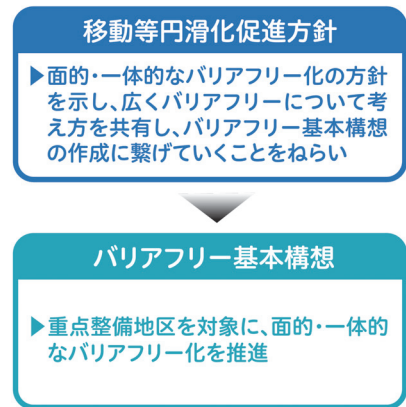
1-2 移動等円滑化促進方針とバリアフリー基本構想

(1) 移動等円滑化促進方針とは

大田区における移動等円滑化促進方針とは、区全体における移動等円滑化の方針を示すとともに、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区を、「移動等円滑化促進地区」に指定し、当該地区の面的・一体的なバリアフリー化の取組の基本方針を示すものです。

これにより、「移動等円滑化促進地区」ならびに区全体のバリアフリー化の考え方を広く共有し、その実現に向け、具体の事業計画である「バリアフリー基本構想」の作成・推進に繋げていくことをねらいとしています。

図 1-2 移動等円滑化促進方針とバリアフリー基本構想の関係



(2) バリアフリー基本構想とは

バリアフリー基本構想とは、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区を「重点整備地区」に指定し、公共交通、建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するための施策を示すものです。

バリアフリー基本構想で示された施策は「特定事業計画」として事業者別に整理・作成され、事業者はその計画に基づく事業について、実施の義務が課されます。

図 1-3 移動等円滑化促進地区と重点整備地区の配置関係のイメージ



出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン（一部加工）
（令和 3 年 3 月 国土交通省総合政策局安心生活政策課）

1-3 大田区移動等円滑化促進方針の見直しの背景と目的

区におけるバリアフリーに関するマスタープランとなる、「大田区移動等円滑化促進方針」の見直しについて、背景と目的を以下に示します。

(1)背景

① 移動等円滑化促進方針の調査・分析及び評価の実施

バリアフリー法では、移動等円滑化促進方針を策定した場合、概ね5年毎に、移動等円滑化促進地区における取組の状況についての調査・分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要に応じて移動等円滑化促進方針の見直しを行うものと定められています。

② まちづくりとの連動

区では、区全体を「バリアフリーを推進するエリア」と定めています。そのようななかで、区内には、蒲田駅や大森駅以外にも、駅を中心にまちづくりが進められている地区が多くあります。それらのまちづくりの動きと連動し、バリアフリー化を効率的に進めていくため、移動等円滑化促進地区の追加指定が必要です。

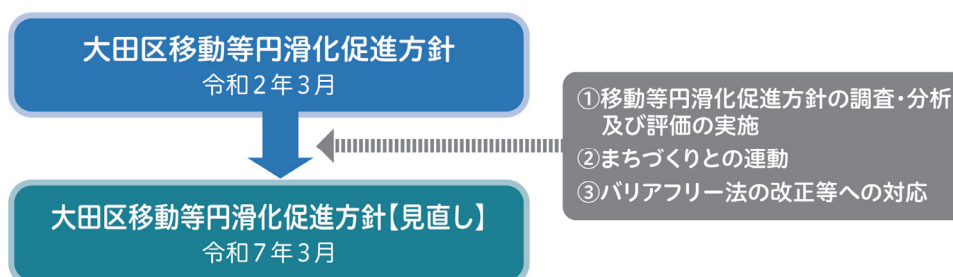
③ バリアフリー法の改正等への対応

バリアフリー法や障害者差別解消法の改正^{※1、2}、SDGsへの取組^{※3}などを踏まえ、ハード・ソフト両輪でのバリアフリー化をより一層推進することが求められます。

(2)見直しの目的

上記の背景を踏まえ、令和2(2020)年3月に策定した「大田区移動等円滑化促進方針」に基づく取組を評価し、区全体におけるバリアフリーの取組をさらに推進することを目的に、「大田区移動等円滑化促進方針」を見直します。

図 1-4 大田区移動等円滑化促進方針の見直し



※1 バリアフリー法の改正: 令和2(2020)年5月のバリアフリー法の改正で、心のバリアフリーを始めとするソフト面の対策強化が示されました。

※2 障害者差別解消法の改正: 民間事業者における合理的配慮の提供を義務付ける法改正が、令和3(2021)年5月に成立し、公布日である令和3(2021)年6月4日から起算して3年以内に施行されます。都内事業者については「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例(平成 30(2018)年 10 月施行)」により合理的配慮の提供が義務化されています。

※3 SDGs への取組: 平成 27(2015)年に国連サミットにおいて全会一致で採択された持続可能な開発目標 SDGs は、持続的な発展を目指し、令和 12(2030)年までに実現しようとする国際社会の目標です。17 のゴールが具体的な開発目標として挙げられ、様々な公共政策だけでなく、民間の活動においてもその開発目標に配慮することが求められており、世界でその取組が進んでいます。

(3)見直しのポイント

「大田区移動等円滑化促進方針」の計画期間の後半に向けた見直しとして、ポイントを以下に示します。

① ソフト面の取組[※]促進に向けた

区民・事業者・区（行政）の役割の明確化 **UPDATE**

バリアフリー法の改正に伴い、心のバリアフリーの取組など、ソフト面の取組を強化します。また、利用者個々のニーズに応じた取組を進めます。

② 移動等円滑化促進地区の追加指定 **UPDATE**

令和2(2020)年3月指定の4地区(蒲田駅周辺・大森駅周辺・さぽーとぴあ周辺・池上駅周辺)の移動等円滑化促進地区に加え、関連計画やまちづくりの動向を踏まえて「移動等円滑化促進地区」を追加指定します。

③ バリアフリー情報の集約と活用 **NEW**

各施設のバリアフリー情報(設備の有無、設置箇所等)を集約・整理し、ホームページにて公開する等、適宜活用していきます。

④ 継続的にバリアフリー化を進めるためのビジョン構築 **NEW**

区全体を見据えた計画的なバリアフリー化に向けて、区内の各地区におけるバリアフリー基本構想の策定・見直しをサイクル的に進め、重点整備地区の追加指定・拡大を行います。継続的にバリアフリー化を進めるためのビジョンを明確化することで、さらなる街なかのバリアフリー化を推進します。

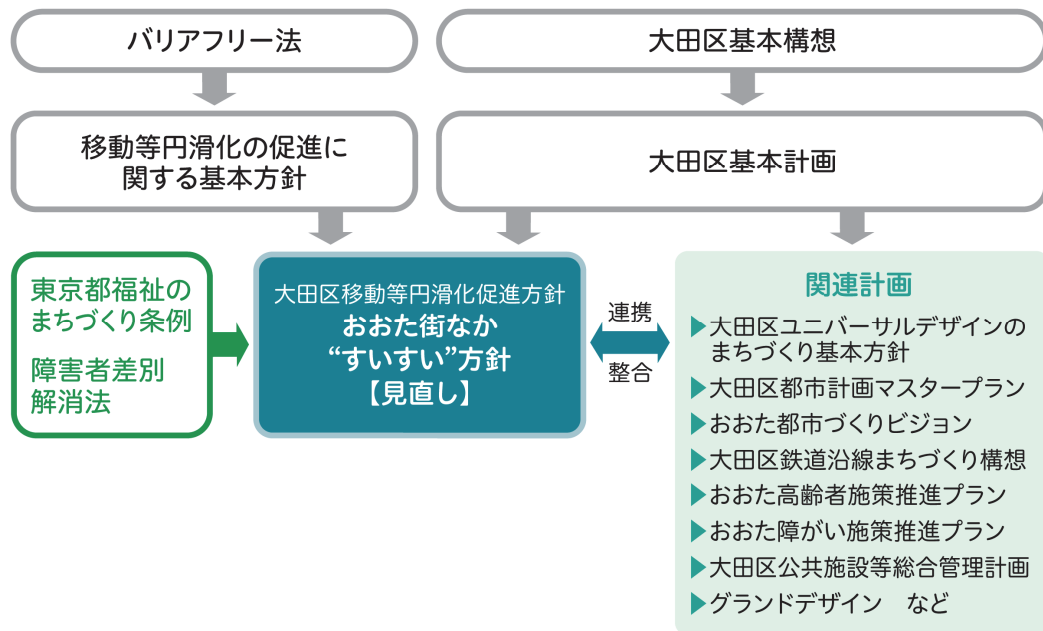
※ ソフト面の取組:区民・事業者・区(行政)がバリアフリー化の重要性を認識し、高齢者、障がい者等に対する理解を深めるための取組(心のバリアフリー)や、ハードの不足を補完する取組(たとえばホームドアが設置されていない鉄道駅における人手による旅客支援)です。
なお、公共交通事業者向けハード・ソフト取組計画策定マニュアル(国土交通省/令和4年3月)によると、公共交通事業者のソフト対策の取組項目として、旅客支援(案内誘導、乗降支援)、情報提供(旅客施設・車両等における提供、ウェブサイトや配布物による提供)、教育訓練(職員の意識向上、職員のスキル向上)などが示されています。

1-4 大田区移動等円滑化促進方針【見直し】の位置づけ

(1)位置づけ

大田区移動等円滑化促進方針【見直し】は、バリアフリー法及び国が定めた「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき策定するものです。また、「大田区基本構想」及び「大田区基本計画」に即すとともに、「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針」を始めとする上位・関連計画等との整合に留意し見直します。

図 1-5 大田区移動等円滑化促進方針【見直し】の位置づけ

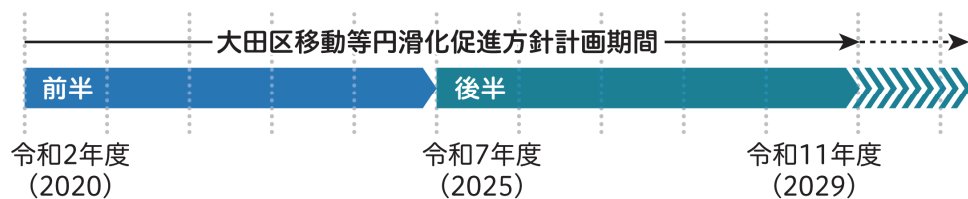


(2)計画期間

大田区移動等円滑化促進方針【見直し】の計画期間は、令和7(2025)年度からの概ね5年間とします。

ただし、区全体に共通する基本的な施策の変更があった場合などは、必要に応じて改定を行います。

図 1-6 計画期間



※必要に応じて改定

(3)連携・整合すべき関連計画について

連携・整合すべき主な関連計画について、その概要を下表に示します。

表 1-1 関連計画の概要と連携・整合すべき主な事項

【関連計画の概要】	【連携・整合すべき主な事項】
大田区ユニバーサルデザインのまちづくり 基本方針(平成23年3月) 区民、地域団体、事業者等と行政が、ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進を基本に据え、計画や事業などに取り入れるための基本的な考え方や方向性を示すもの	<ul style="list-style-type: none">▶ 区民の交流促進、普及・啓発、情報の発信・提供▶ ユニバーサルデザインの公共的施設づくり、円滑に移動できる施設・設備と仕組みづくり、案内・サインの充実▶ 地域力を活かしたユニバーサルデザイン推進体制づくり、区民参加による地域力を活かす組織づくり、行政サービスのユニバーサルデザイン
大田区都市計画マスタープラン (令和4年3月) 都市の将来像や方向性を示す、都市空間を対象とする最上位の法定計画	<ul style="list-style-type: none">▶ 拠点の位置づけ、各拠点におけるバリアフリーの方針▶ 誰もが利用しやすい交通環境の整備▶ 区全体を対象にバリアフリーの取組を推進
おおた高齢者施策推進プラン (令和6年3月) 高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちの実現に向けて、高齢者施策を定めるもの	<ul style="list-style-type: none">▶ 18 の特別出張所を拠点とした地域づくり(日常生活圏域の設定)▶ 元気な高齢者に健康の維持や増進に向けた支援▶ 就労や社会参加の支援▶ 災害時を想定した危機管理
おおた障がい施策推進プラン (令和6年3月) 大田区の障がい分野の個別計画であり、区の障がい分野における施策の具体的な方向性等を定めるもの	<ul style="list-style-type: none">▶ 障がいを理由とする不当な差別的取扱いを無くし、建設的対話^{※1}と合理的配慮^{※2}の提供を通じて、社会的障壁^{※3}が除去されるよう障がいの理解促進▶ 大田区らしい地域共生社会^{※4}の実現を推進
大田区公共施設等総合管理計画 (令和4年3月) インフラを含む公共施設全体の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画	<ul style="list-style-type: none">▶ 区が管理する建築物の新築や改築の推進▶ 同計画に基づき、公共施設等の着実な施設マネジメントを推進
グランドデザイン 各駅周辺における地区独自のまちづくり方針を示す計画	<ul style="list-style-type: none">▶ 駅や歩行系ネットワーク上におけるバリアフリーの方針

※1 建設的対話:合理的配慮の提供にあたって、社会的障壁(バリア)を除去するための、障がい者が現に置かれている状況を踏まえ、障がい当事者との双方の対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応していくことです。

※2 合理的配慮:障害者差別解消法では、障がいのある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められています。また、都内事業者については、「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例(平成 30(2018)年 10 月施行)」により、合理的配慮の提供をしなければならない義務として定められています。

※3 社会的障壁(バリア):障がいのある方にとって、日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものです。

※4 地域共生社会:制度・分野ごとの縦割りや、支え手、受け手という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

(4)SDGs の推進

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)とは、平成27(2015)年に国連サミットにおいて全会一致で採択された、持続的な発展を目指し、令和12(2030)年までに実現しようとする国際社会の目標です。

17のゴールが具体的な開発目標として挙げられ、様々な公共政策だけでなく、民間の活動においてもその開発目標に配慮することが求められており、世界でその取組が進んでいます。

大田区移動等円滑化促進方針【見直し】においても、「誰一人取り残さない」という理念を踏まえ、SDGsの17のゴールのうち、特に目標3・5・10・11・17との関係を意識しながら、バリアフリーの取組を進めていきます。

図 1-7 国連開発計画(UNDP)が掲げる 17 の持続可能な開発目標(SDGs)



図 1-8 大田区移動等円滑化促進方針【見直し】と密接に関係するゴール

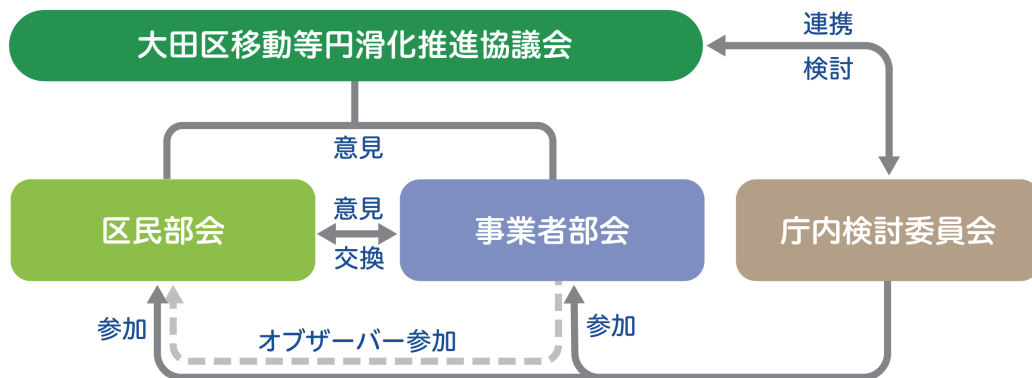
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>目標3 すべての人に健康と福祉を</p> <p>区全体ならびに移動等円滑化促進地区のバリアフリー化を推進することにより、だれもがより活動的に暮らせるまちづくりを進めます。</p>	<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>目標5 ジェンダー平等を実現しよう</p> <p>男性の哺乳びんによる授乳やおむつ替えに配慮した施設や設備など、子育て支援環境の整備を進め、家事育児における男女差を改善します。</p>
<p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>目標10 人や国の不平等をなくそう</p> <p>心のバリアフリーの取組を推進することにより、偏見や差別をなくし、不公平・不平等のないまちづくりを進めます。</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>目標11 住み続けられるまちづくりを</p> <p>移動等円滑化促進地区において、だれもが安全かつ円滑に公共交通機関及び生活関連施設を利用できるようにします。</p>
<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>目標17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> <p>目標を達成するために、区民・事業者・NPO・区(行政)との協働・連携を推進します。</p>	<p>SDGs 未来都市 大田区</p>	

1-5 検討体制と見直し・策定までの流れ

(1)検討体制

検討体制は下図のとおりであり、大田区移動等円滑化推進協議会を中心として、区民部会、事業者部会、庁内検討委員会が相互に連携し、意見交換や検討を行います。

図 1-9 検討体制



●大田区移動等円滑化推進協議会

高齢者や障がい者等を含む区民、関係事業者、学識経験者及び区等により構成し、移動等円滑化の方針及び計画について検討及び推進する組織

●区民部会

区民(高齢者・障がい者団体委員)等で構成し、まち歩き点検を通じて利用者の視点や利用者ニーズで課題を抽出し、改善策を提案する組織

●事業者部会

関係事業者で構成し、施設、経路及び心のバリアフリー等に関する課題の解決策を検討する組織

●庁内検討委員会

区役所内の関係各課で構成し、区役所内の調整及び方針の決定を行う組織

(2)見直し・策定スケジュール

見直し・策定スケジュールは、以下に示すとおりです。

図 1-10 見直し・策定スケジュール

